



税理士法人
平川会計パートナーズ

平成30年度 税制改正のポイント

税理士法人 平川会計パートナーズ

岡本 博美氏

個人所得課税	1 個人所得課税の見直し	01
	2 土地・住宅税制	04
資産課税	1 事業承継税制の特例の創設	05
	2 一般社団法人に関する相続税・贈与税の見直し	06
	3 小規模宅地等の特例の見直し	06
	4 印紙税の特例措置の延長	08
	5 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長	08
	6 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	08
	7 既存住宅のリフォームをした場合の固定資産税の特例措置の延長	08
	8 土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長	08
法人課税	1 所得拡大促進税制の改組(大企業)	09
	2 所得拡大促進税制の改組(中小企業)	09
	3 情報連携投資等の促進に係る税制(コネクテッド・インダストリーズ税制)の創設	09
	4 租税特別措置の適用要件の見直し	09
	5 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長	11
	6 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	11
消費課税	1 国際観光旅客税(仮称)の創設	12
税理士法人 平川会計パートナーズプロフィール		12

はじめに

働き方の多様化が進む今、様々な形で働く人を応援する個人所得課税の見直しが行われます。また、中小企業の代替わりを促進するための事業承継税制拡充や、小規模宅地等の特例に関する見直しも本年度のポイントです。

他にもデフレ脱却と経済再生の実現のための賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置、観光立国実現に向けた国際観光旅客税(仮称)の創設など、広範囲にわたって注目すべき改正が行われます。

以下では、企業をはじめ多くの方に関係する、平成30年度税制改正の主な内容を紹介します。



個人所得課税

1 個人所得課税の見直し

① 個人所得課税の見直しの概要

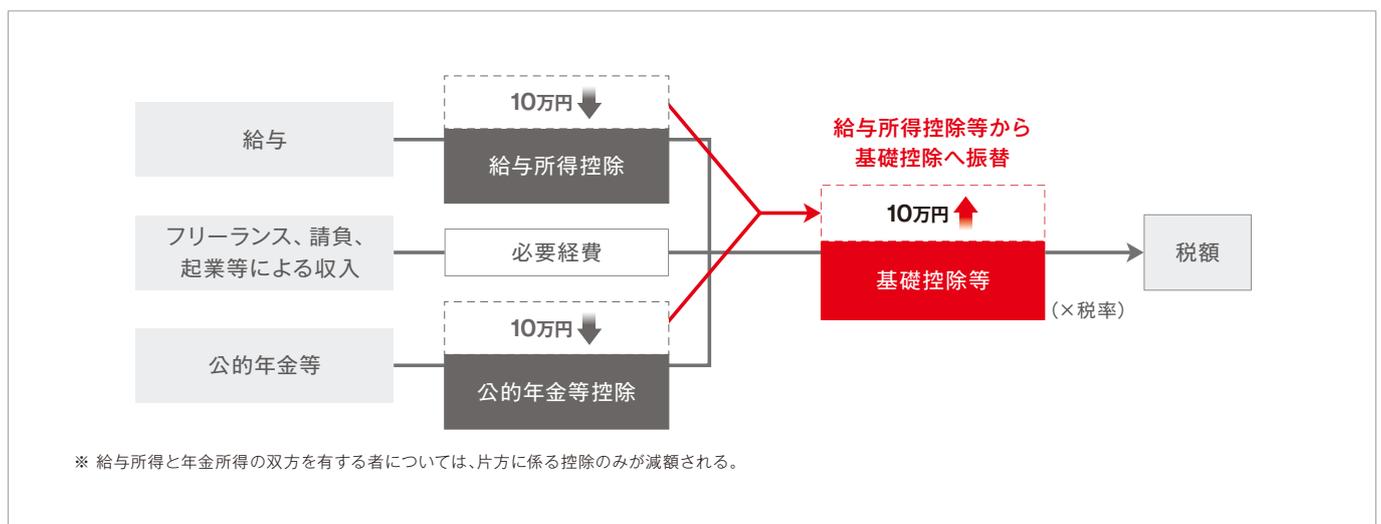
様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、次のような見直しが行われます。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
給与収入850万円超の者の給与所得控除を引き下げ(子育て世帯・介護世帯には配慮)
年金収入1,000万円超・年金以外の所得1,000万円超の者の公的年金等控除を引き下げ
基礎控除の遁減・消失(所得2,400万円超から遁減され、2,500万円超でゼロ)

ただし、準備期間を十分に確保するため、平成32年(2020年)から施行されます。

② 基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額が一律10万円引き上げられます。



出所:財務省資料修正

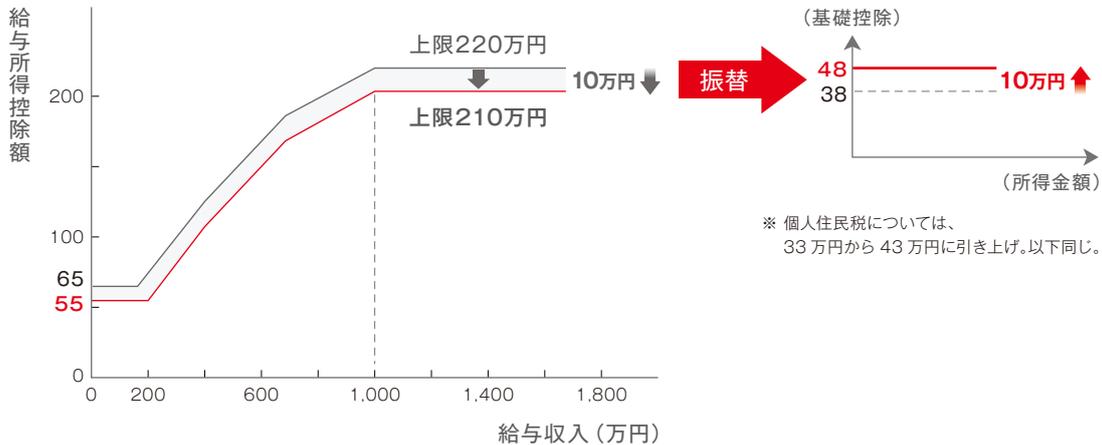
③ 給与所得控除の引き下げ

給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額が195万円に引き下げられます。

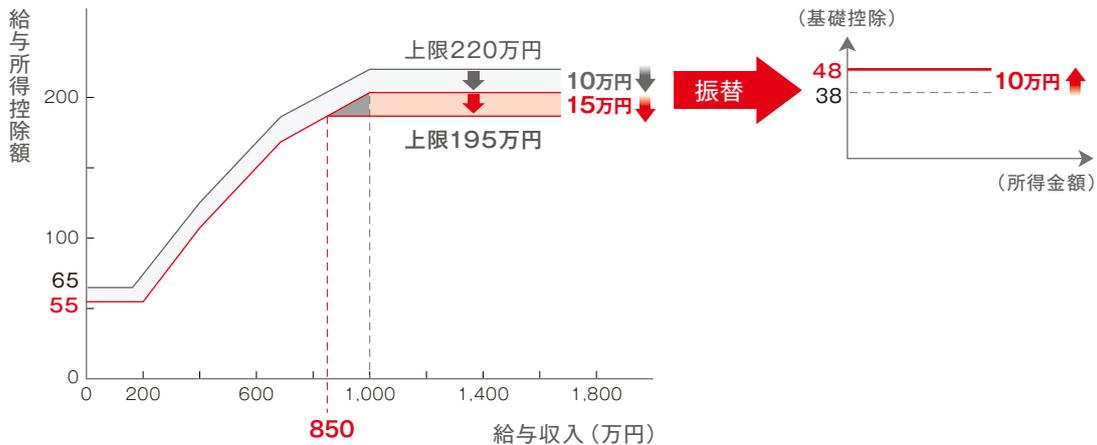
ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や、

特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置が講じられます。

子育て・介護世帯 ⇒ 負担増なし



子育て・介護世帯以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



850～1,000万円の者は、徐々に控除額が減少

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
控除減	なし	▲5万円	▲10万円	▲15万円	▲15万円	▲15万円	▲15万円	▲15万円
負担増	なし	+1.5万円	+3.0万円	+4.5万円	+6.5万円	+6.5万円	+7.5万円 (+31.0万円)	+8.3万円 (+34.2万円)

※ カッコ内は、基礎控除の逡減・消失を加味した場合の負担増

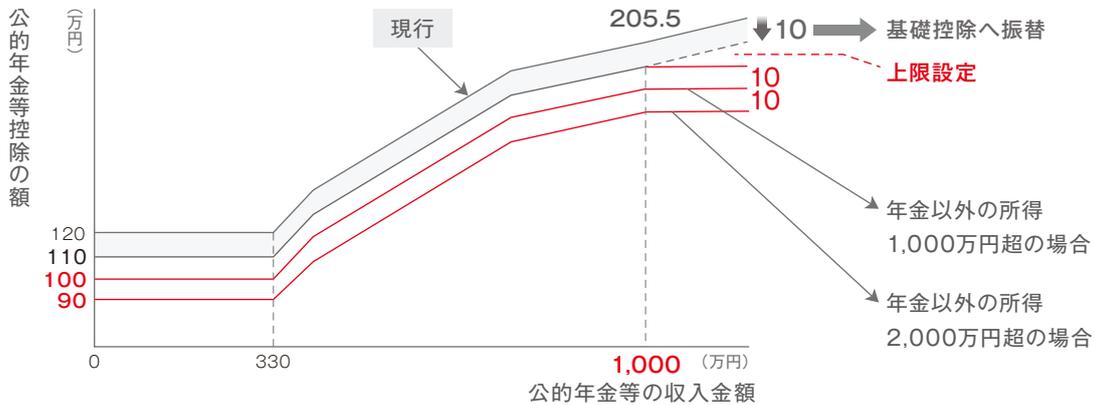
出所:財務省資料修正

④ 公的年金等控除の引き下げ

公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられるとともに、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合には控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げるものとされます。

公的年金等控除の適正化

見直し (65歳以上の場合)



※ 65歳未満の場合、最低保障額(現行 70万円)は、基礎控除への振替により 60万円、年金以外の所得 1,000万円超の場合は 50万円、年金以外の所得 2,000万円超の場合は 40万円となる。

負担増となる見込みの人数

年金収入が1,000万円超の者	3,000人程度
年金以外の所得が1,000万円超の者 (うち2,000万円超の者)	20万人程度 (うち10万人程度)
合計	20万人程度

年金受給者全体 (4,000万人程度) の0.5%程度

出所:財務省資料修正

⑤ 基礎控除の通減・消失

合計所得金額が2,450万円を超える場合は次のとおり基礎控除額が通減するとともに、2,500万円を超えた場合は基礎控除の適用が受けられないこととなります。

合計所得金額2,400万円以下	48万円
合計所得金額2,400万円超2,450万円以下	32万円
合計所得金額2,450万円超2,500万円以下	16万円
合計所得金額2,500万円超	適用なし

⑥ 基礎控除の引き上げ及び給与所得控除の引き上げに伴う調整

基礎控除及び給与所得控除の金額を踏まえて設定されている配偶者控除・扶養控除・配偶者特別控除・青色申告特別控除などの金額基準について、基礎控除の引き上げ及び給与所得控除の引き下げに伴う影響が生じないよう、必要な調整等が行われます。

2 土地・住宅税制

① 特定の居住用財産の買換え（交換）の場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し・延長

特定の居住用財産の買換え（交換）の場合の長期譲渡所得の課税の特例^{*}について、買換え資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの（非耐火既存住宅）である場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすこと（経過年数等要件）を加えたうえ、その適用期限が平成31年12月31日まで2年延長されます。

なお、経過年数等要件を満たさない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、その取得期限までに改修等を行うことにより経過年数等要件に適合することとなったときには、経過年数等要件を満たす家屋を取得したものとされます。

この改正は、平成30年1月1日以後に譲渡を行い、同年4月1日以後に買換え資産を取得する場合について適用されます。

^{*} 居住用財産を譲渡した年の前年から翌年までの3年の間に買換え（交換）を行った場合で、譲渡価額が1億円以下や、譲渡資産が譲渡した年の1月1日現在で所有期間10年超及び居住期間10年以上などの一定の要件に該当するときに、その譲渡益の課税を繰り延べる特例

② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の延長

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等^{*}の適用期限が、平成31年12月31日まで2年延長されます。

^{*} 居住用財産を譲渡した年の前年から翌年までの3年の間に新たに買換え資産を取得し、年末においてその買換え資産の取得に係る住宅ローン残高がある場合で一定の要件に該当するときに、譲渡した居住用財産の譲渡損失の金額について損益通算及び繰越控除をすることができる特例

③ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等^{*}の適用期限が、平成31年12月31日まで2年延長されます。

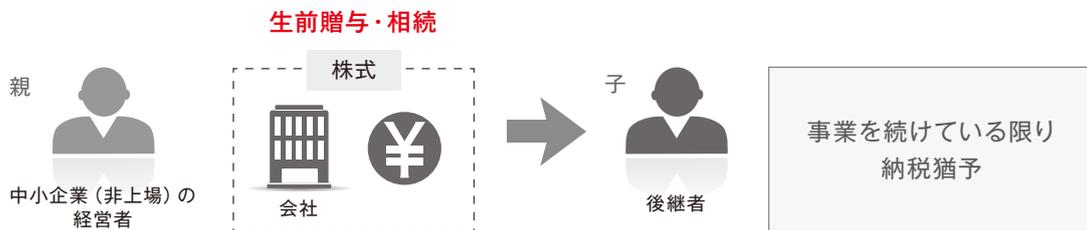
^{*} 譲渡契約締結日の前日において住宅ローン残高がある居住用財産を譲渡した場合で一定の要件に該当するときに、その譲渡した居住用財産の譲渡損失（住宅ローン残高から譲渡対価の額を控除した残額を限度とする）の金額について損益通算及び繰越控除をすることができる特例

資産課税

1 事業承継税制の特例の創設

10年間の特例措置として、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出し、平成39年12月31日までの間に贈与等による事業承継を行う場合、猶予対象の株式の制限（発行済議決権株式総数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引き上げ（80%⇒100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象が拡大され、経営環境の変化に対応した減免制度が創設されます。

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。



入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象

経営者が保有する全株式が対象

猶予割合80%

猶予割合100%

継承後5年間平均8割の雇用維持が必要

雇用要件は弾力化*

* 5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて認定支援期間の指導助言。

継承後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社の譲渡（M&Aなど）・解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。

承継パターンの拡大

- ・ 複数人→1人への承継、1人→最大3人への承継についても事業承継税制の対象とする
- ・ 親族以外の後継者について相続時精算課税の対象とする

5年以内の承継計画の届出

10年以内の贈与・相続が対象

- ・ 経営者が作成
- ・ 後継者指名や経営見通し等
- ・ 金融機関その他の認定支援期間の指導助言

その後の猶予期間も含めて本特例が適用される

出所:財務省資料修正

2 一般社団法人に関する相続税・贈与税の見直し

同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、その法人の財産（同族理事の数で等分）を対象に、法人に相続税が課税されることになります。

改正前

親

一族で実質的に支配

資産を一般社団法人に移転

子

一般社団法人

理事

- ・平成20年制度創設
- ・持分がない
- ・登記だけで設立できる
(行政庁の監督がない)
- ・役員の人数、親族割合に関する規制がない
- ・解散して残余財産を関係者で分配可能

役員を交代して親から子に財産の支配権を移転しても、相続税は課税されない。

見直し

同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産（同族理事の数で当分）を対象に、当該法人に相続税を課税。

- ※ 平成30年4月1日以後の相続に適用。ただし、既存法人については、平成33年4月1日以後の相続に適用。
- ※ 死亡前5年間に同族理事を退任した者が死亡した場合も含む。
- ※ 併せて、個人から一般社団法人への贈与等について一定の要件を満たせば贈与税等を課税する現行規定を明確化。
この際に課税した贈与税等は、上記の相続税から税額控除。
- ※ 上記の見直しは、一般財団法人についても同様とする。

出所:財務省資料修正

3 小規模宅地等の特例の見直し

① 特定居住用宅地等の見直し

持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者が除外されます。

- ・相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ・相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

この改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

② 貸付事業用宅地等の見直し

貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が、その貸付事業の用に供しているものを除く）が除外されます。

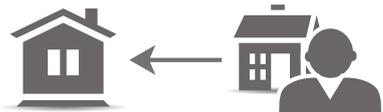
この改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されますが、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については適用されません。

小規模宅地の特例は、被相続人等の居住又は事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例。

居住用宅地 △80% (限度面積330m²)、事業用宅地 △80% (限度面積400m²)、貸付事業用宅地 △50% (限度面積200m²)

居住又は事業の継続への配慮という政策目的に沿ったものとなっていない使われ方があるという指摘を踏まえ、次の見直しを行うこととする。

居住用宅地 (持ち家に居住していない者) の見直し案

制度の内容	 <p>被相続人居宅 80%軽減</p> <p>借家 相続人居住</p>	<p>現行の要件</p> <p>【被相続人】配偶者及び同居の相続人がいないこと 【相続人】3年以内に自己又は自己の配偶者の持ち家に居住していないこと</p> <p>※ 親の死亡後実家に戻ることを想定</p>
問題点	 <p>被相続人居宅 80%軽減</p> <p>持ち家</p> <p>親族など</p>	<p>相続人が親族等に自己の持ち家を売却するなどして適用可能な状態を意図的に作出</p>
見直し	<ul style="list-style-type: none"> 自己、自己の配偶者に加え、3親等内の親族、関係する同族会社・一般社団法人等の所有する家屋に居住している者を除外 相続開始時に居住していた家屋を(相続前に)所有していた者を除外 	

貸付事業用宅地の見直し案

制度の内容	 <p>貸付事業用宅地 50%軽減</p>	<p>現行の要件</p> <p>【被相続人】その土地で貸付事業をしていたこと 【相続人】貸付事業をしていること</p>
問題点	 <p>50%軽減</p>	<p>一時的に現金を不動産に換え、特例を適用して相続税負担を軽減</p> <p>※ 貸付用不動産は、居住用不動産や事業用不動産に比して制約が少ないことから、購入しやすく売却もしやすい。</p>
見直し	<p>相続開始前3年以内に貸付けを開始した不動産については、小規模宅地の特例の対象から除外(ただし、事業的規模で貸付を行っている場合を除く)</p>	

出所:財務省資料修正

4 印紙税の特例措置の延長

不動産譲渡契約書及び工事請負契約書に係る印紙税の軽減の特例措置の適用期限が、平成32年3月31日まで2年延長されます。

5 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

新築住宅に係る固定資産税の減額措置（戸建て3年間、マンション5年間：1/2 減額）が平成32年3月31日まで2年延長されます。

6 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長

認定長期優良住宅の普及促進を目的とした次の特例措置が平成32年3月31日まで2年延長されます。

登録免許税	所有権保存登記（一般住宅0.15%⇒0.1%） 所有権移転登記（一般住宅0.3%⇒戸建て0.2%・マンション0.1%）
不動産取得税	課税標準からの控除額の特例（一般住宅1,200万円⇒1,300万円）
固定資産税	新築住宅特例（1/2減額）の適用期間の延長（戸建て3年⇒5年・マンション5年⇒7年）

7 既存住宅のリフォームをした場合の固定資産税の特例措置の延長

住宅ストックの性能向上を図るため、次の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置が平成32年3月31日まで2年延長されます。

耐震改修	工事の翌年度1/2減額（特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は、耐震改修をした場合は工事の翌年度から2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額）
バリアフリー改修	工事の翌年度1/3減額
省エネ改修	工事の翌年度1/3減額
長期優良住宅化改修	耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度2/3減額

8 土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長

宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（1/2控除）とともに、住宅及び土地の取得に係る軽減税率（本則4%⇒3%）の特例措置が平成33年3月31日まで3年延長されます。

法人課税

1 所得拡大促進税制の改組(大企業)

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときは給与等支給増加額の15%（教育訓練費の額が一定額以上増加した場合は20%）の税額控除ができる制度に改組されます。

2 所得拡大促進税制の改組(中小企業)

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときは給与等支給増加額の15%（教育訓練費の額が一定額以上増加した場合や、中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明がなされている場合は25%）の税額控除ができる制度に改組されます。

なお、上記1の制度との選択適用とされます。

3 情報連携投資等の促進に係る税制(コネクテッド・インダストリーズ税制)の創設

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により生産性を向上させる取組（その取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定したもの）について、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までの間に、それに必要となるシステムやセンサー・ロボット等、認定計画に含まれる設備の導入（最低投資額5,000万円）をした場合、特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）ができる制度が創設されます。

4 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加しているにも関わらず、明らかに賃上げ・投資に消極的な大企業について、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については研究開発税制その他の生産性の向上に資する租税特別措置の適用が受けられないこととされます。

- ・その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下であること
- ・平均給与等支給額が前事業年度の比較平均給与等支給額を超えること
- ・国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること

デフレ脱却・経済再生（生産性革命の実現）

賃上げ・生産性向上のための税制

企業が自己の収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向け、持続的な賃上げが可能となる環境を作り出すよう促すため、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講ずる。

(1) 賃上げ及び投資の促進に係る税制

- 【要件】 ① 賃金：賃金引上げ率対前年度3%以上
 ② 投資：国内投資が当期の減価償却費の9割以上
 ③ 教育訓練：教育訓練費が前2期平均の1.2倍以上
- 【税額控除】 ・ ①及び②を満たした場合：賃上げ額の15%の税額控除
 ・ ①、②及び③を満たした場合：賃上げ額の20%の税額控除
 （控除上限：法人税額の20%≒税負担換算：▲5%程度）

(2) 情報連携投資等の促進に係る税制

- 【要件】 ① 投資：データ連携・高度利活用など、質の高い投資
 ② 賃金：賃金引上げ率対前年度3%以上
- 【税額控除】 ・ 投資額の5%の税額控除
 （控除上限：法人税額の20%≒税負担換算：▲5%程度）

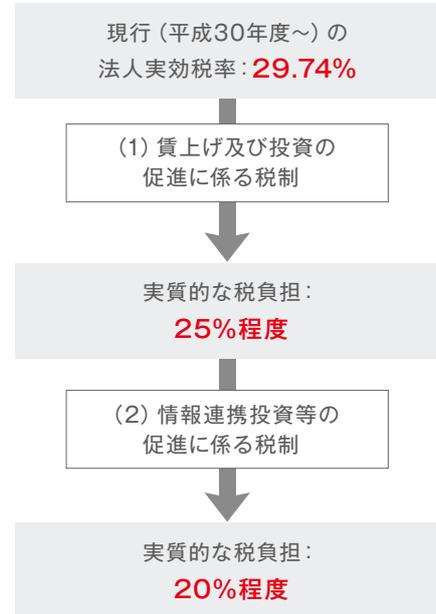
※ ②の要件を満たさない企業でも投資額の3%を税額控除（控除上限：法人税額の15%）
 ※ 特別償却（投資額の30%）との選択適用

(3) 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加している（当期所得金額>前期所得金額）にも関わらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行わない（対前年度賃金引上げ率≤0%かつ国内投資≤当期の減価償却費の1割）大企業については、「研究開発税制」等の租税特別措置の一部について、その適用を行わない。

中小企業における賃上げの促進に係る税制

- 【要件】 ① 賃金引上げ率対前年度1.5%以上
 ② 賃金引上げ率対前年度2.5%以上かつ教育訓練費（前期の1.1倍以上）等
- 【税額控除】 ・ ①を満たした場合：賃上げ額の15%の税額控除
 ・ ②を満たした場合：賃上げ額の25%の税額控除
 （控除上限：法人税額の20%）



出所:財務省資料修正

5 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されます。



出所:経済産業省資料修正

6 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が、平成32年3月31日まで2年延長されます。



出所:経済産業省資料修正

消費課税

1 国際観光旅客税 (仮称) の創設

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等は、平成31年1月7日以後の出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税 (仮称) が創設されます。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者 (国際観光旅客等)
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機又は船舶の乗員 ・ 強制退去者等 ・ 公用機又は公用船 (政府専用機等) により出国する者 ・ 乗継旅客 (入国後24時間以内に出国する者) ・ 外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・ 本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・ 2歳未満の者 <small>※ 本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。</small>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ② 国際観光旅客等による納付 (プライベートジェット等による出国の場合) <ul style="list-style-type: none"> ▶ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日 (月) 以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

出所:財務省資料修正



税理士法人
平川会計パートナーズ

税理士法人平川会計パートナーズは、税務会計業務や経営コンサルティング業務、相続・事業承継業務などを行う会計事務所です。税務、会計、財務、経営、資産保全などに関する有益な情報の提供から、経済的利益を引き出す実行のサポートまでを総合的に実現できる組織作りを実践。会計事務所が日常的に行う記帳や税務申告の代行業務を通じて、永続的に発展する企業経営、世代を超えた資産保全を願うお客様の本質的なニーズに応えるべく「税務・会計」のプロフェッショナルであると同時に、最も信頼できるパートナーであり続けることを理念に掲げています。

www.hirakawa-tax.co.jp/

※掲載した内容は2018年3月現在のものです。



Value Bridge
Solutions for Success

情報開発グループ  0120-370-567 [受付時間] 月～金 (9:30～18:00)
携帯電話からでもご利用いただけます

FAX: 03-3510-8091